

明 細 書

令和2年1月22日

1 作成者

住所（フリガナ）：シガケンコウカシミナクチチョウミナクチ（〒528-0005）滋賀県甲賀市水口町水口6111-1

名称（フリガナ）：コウカノウギョウキョウドウクミアイ甲賀農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事組合長 池村 正

ウェブサイトのアドレス：<http://ja-kouka.shinobi.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：野菜加工品類（かんぴょう）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ミナクチ水口かんぴょう、Minakuchi Kanpyo

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：滋賀県甲賀市水口町

5 農林水産物等の特性

「水口かんぴょう」は、滋賀県甲賀市水口町で在来種から選抜、栽培された夕顔を原料とした加工食品であり、調理した際にやわらかく、味がよく染み込むのが特徴である。

甲賀市水口町は、江戸時代から「かんぴょう」の名産地とされ、400年に及ぶ生産の歴史を持ち、春の祭礼などで食べられている郷土料理「宇川ずし」には欠かせない食材としてふんだんに使われ、また、祭りや祝い事の席で振舞われるなど地元の食材として代々受け継がれており、地域の食文化として根付いている。

6 農林水産物等の生産の方法

「水口かんぴょう」の生産方法は、以下のとおりである。

(1) 原料

原料の夕顔は、「水口かんぴょう部会」の各部会員が在来種から選抜し、自家採種したものをを用いて、生産地である滋賀県甲賀市水口町において栽培したものを使用する。

(2) 加工方法

ア 成熟した夕顔の果実を幅2～3cm、厚さ2～3mm程度の長い帯状にむく。

イ 生産地内で竿などにかけて、自然乾燥する。

ウ カビの発生など、「かんぴょう」の品質が悪化するおそれがあるときは、硫黄燻蒸

を行うことができる。

(3) 最終製品

「水口かんぴょう」の最終製品としての形態は、野菜加工品（かんぴょう）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「水口かんぴょう」の原料の夕顔は、「水口かんぴょう部会」の各部会員が在来種から選抜し、自家採種したものをを用いて、生産地である滋賀県甲賀市水口町において栽培したものを使用している。

甲賀市水口町は、江戸時代から「かんぴょう」の名産地とされ、初代歌川広重の「東海道五拾三次之内水口」（保永堂版・天保4年（1833）頃）にも「名物干瓢」として、当時の製造の様子が描かれている。

その声価は、「近江水口御山の井上兵佐衛門が元禄2年（1689）、山神の開墾地に夕顔を栽培し、その実を細長く切り、干しかんぴょうとして売り出した」（『日本の名産事典』）、「室町時代に近江の甲賀忍者が乾燥して栄養価を高め長期保存と重量の軽減をはかり携帯食料にした」（『日本の伝統産業 物産編』）などの文献に記載され、また、松尾芭蕉や尾崎紅葉などの歌に詠まれるなど、「かんぴょう」は古くから水口の人々に親しまれてきた。

領主による生産奨励や大消費地の京都・大阪に近く換金性が高かったこと、軽く保存が利き、街道具産となったことなどから産地として発展した経緯を持つ。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

水口町の「かんぴょう」の生産は、水口岡山城主・長東正家が慶長の初め（1600年ごろ）に作らせたのが始まりとされている。その後、元禄8年（1695）に水口藩主・加藤明英が移封の際に壬生（栃木県）へ製法を伝え、正徳2年（1712）に加藤明英の子・嘉矩が水口に再入封した際に壬生（栃木県）から新たな製法が導入されたことによりさらに普及し、現在まで、その生産体制を継承している。温風乾燥をしない昔ながらの天日干しが今も受け継がれ、東京や大阪の寿司店などから直接引き合いが来るなど評価が高い。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無 ((1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先 (文書送付先)

